

沖縄建築確認検査センター株式会社

確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規定は、別に定める「沖縄建築確認検査センター株式会社 確認検査業務」に基づき、沖縄建築確認検査センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(確認検査手数料)

第2条 確認申請手数料、中間・完了検査手数料の額は、建築物については申請に係る部分の床面積の合計を算定し、建築設備については種類区分に応じて1台ごとに、工作物については申請ごとに、それぞれ別表第1の表に定める額とする。

(仮使用認定手数料)

第3条 仮使用認定手数料の額は、建築物については申請に係る部分の床面積の合計に応じて別表第2の表に定める額とし、建築設備については1台ごとに同表に定める額とする。

2 直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付をセンターから受けていない仮使用認定の手数は、前条の規定を適用して算出した額に、前項の額を加算する。

3 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の審査の場合、仮使用認定申請における計算対象床面積の別表第6の表に定める額を第1項、又は前項の額に加算する。

(構造計算ルート2審査手数料)

第4条 法第6条の3ただし書きに規定されるルート2に該当する確認検査手数料の額は、棟ごとに別表第1の表の床面積の構造計算書ありルート2の額を算定し、第2条で算定した額に加算した額とする。ただし、センターによりルート2の審査が行えないと判断した場合はルート2以外を適用する。

(構造計算書の審査手数料)

第5条 前条の構造計算書ルート2以外の構造計算書がある場合の確認検査手数料の額は、棟ごとに別表第1の表の床面積の構造計算ルート2以外の額を算定し、第2条で算定した額に加算した額とする。

2 建築物がエキスパンジョイント等で区画した建築物は別棟として扱うものとする。

3 増築等で既存建築物の構造計算を伴う場合は、既存建築物を含む床面積の合計とする。

4 建築物の計画変更等で構造計算を伴う場合は、変更後の床面積の合計とする。

(計画変更等の確認審査手数料)

第6条 建築物の計画変更等(計画変更、移転、大規模な模様替え(修繕)、用途変更、完了検査時における追加説明書等)の確認審査手数料は、当該変更等に係る床面積の2分の1に応じて別表第1の表に定める額とする。ただし、床面積が増加する場合は、その増加する床面積を変更等に係る床面積の2分の1に加算した合計の床面積に応じて別表第1の表に定める額とする。又、構造計算書ありの手数料については、床面積の2分の1の算定は適用しない。

2 建築設備又は工作物の変更確認申請手数料は、別表第1の表に掲げる額の2分の1について算定する。

3 直前の確認済証の交付をセンターから受けていない建築物の計画変更等の確認検査手数料は、第2条の規定を適用する。

(増築の確認検査手数料)

第7条 建築物の増築に伴い既存部分が審査対象になった場合の確認検査手数料は、その審査対象となった既存部分の床面積の2分の1を増築部分の床面積に加算した合計の床面積に応じて別表第1の表に定める額とする。

(検証法を用いた計画の確認手数料)

第8条 避難安全・耐火性能・防火性能検証法を用いた計画の確認検査手数料は、申請に係る部分の床面積に応じて別表第4の表に定める額を第2条から第7条により算定した額に加算する。

(特定天井の確認手数料)

第9条 特定天井の確認検査手数料は、特定天井の部分の床面積に応じて別表第5の表に定める額を第2条から第7条により算定した額に加算する。

(天空率を用いた計画の確認手数料)

第10条 天空率を用いた計画の場合は、法第56条第7項第1号から第3号の適用させる数に6,000円を乗じた額を第2条から第7条により算定した額に加算する。

2. 床面積500㎡を超える天空率を用いた設計の場合は、前項中の「6,000円」を「別表第1の表に掲げる確認手数料の額(構造計算手数料を除く)の10%」に読み替えて適用する。

(工作物である自動車車庫等の確認検査手数料)

第11条 法第88条2項の工作物は、「築造面積」を別表第1の「床面積の合計」と読み替えて別表第1の表の額を準用し、構造計算の添付がある場合は「構造計算書あり」の手数料について

て適用する。

(省エネ適判の完了検査における手数料)

第12条 省エネ適判の通知を受けた物件の完了検査手数料は、計算対象床面積に応じて別表第6の表に定める額を、第2条により算定した完了検査手数料の額に加算する。

(完了検査において追加説明書提出後に再度検査を行う場合の手数料)

第13条 追加説明書提出後に再度完了検査を行う場合の追加する手数料は、第6条で算定した面積に応じて別表第1の表に定める額とする。

(手数料の減額)

第14条 センターが定める期間内に、センターが定める戸数以上の申請が見込めるときで、確認検査業務に係る申請が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、減額を定めることができる。

2 前号に定めるもののほか、センターと申請者等が別途協議により公平に手数料金の設定を行うことができる。

(旅費等)

第15条 上記手数料の額に別途交通費(バス賃の往復料金)を加算する。また、対象となる工事が離島で行われる場合は、旅費(交通費実費+宿泊を要する場合は宿泊費実費)を加算する。

(手数料の納入方法)

第16条 確認検査手数料は、原則として申請と同時に現金で納入する。ただし、振込とする場合は別記の「沖縄建築確認検査センター株式会社 確認検査業務約款」に記載の期日までに納入することもできる。

(証明書交付手数料)

第17条 センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書を交付した旨の証明書の手数料は、1通につき5,500円(税込)とする。

附則

この規程は、平成12年 7月13日から施行する。

この規程は、平成19年 6月20日から施行する。

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月15日から施行する。

この規程は、平成29年 1月10日から施行する。

この規程は、平成29年11月10日から施行する。

この規定は、平成31年 1月15日から施行する。

この規定は、令和 元年 8月 9日から施行する。

この規定は、令和 2年 5月12日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年10月 1日から施行する。